

第46回「上海IPG」会合

日時 2010年5月20日（木）14:00～

場所 上海外灘茂悦大酒店

【上海 IPG ピックアップ講座】

「各ワーキング・グループ 2009 年度活動紹介」

< 講演① >

立法研究 WG グループ長 上海恩田商標代理有限公司 夏宇氏

立法研究WGがいろいろな面、特に法律運用の面に存在している問題を着目して研究活動をやっております。これまでの活動を紹介しますと、IIPPF 連携については従来、IPG 全体で対応していたものですが、昨年、立法研究 WG が立ち上がった後に、WG を中心に従来の方針を踏襲して活動を行っております。主な活動内容についてはまず、去年 IIPPF が中国政府を訪問するミッションを派遣する前に作成した関連法律の運用に関する建議書の案に対して、立法研究WG は昨年 10 月 10, 20 日の 2 日間に分けて IIPPF メンバーとの連携会議を開き、意見交換しました。また、今年（2010 年）1 月 20 日に再度 IIPPF メンバーと意見交換の会議を開きました。この会議では昨年（2009 年）12 月に中国政府の各行政機関（最高裁も含めて）を訪問した IIPPF メンバーから IIPPF の建議書に対する中国政府各行政機関の反応および回答を紹介していただいた上、今度の対応策や深耕方法などについて議論し、上海 IPG としての意見を提示しました。

法改正のパブコメ対応の活動では、中国における知的財産権の法律全般にわたって何か改正がある際、いろいろな政府機関から意見募集が出される時、それを検討し、皆様の企業が何かの意見或いは提案があればパブコメに入れて、日

本中国商会を通して中国の関連法律機関に提出することになっています。この活動を通じて法改正に関わる情報、法改正の方向などの共有を図っています。これまでの活動内容はここに書いてあるように、昨年 8 月ごろ、専利法実施条例に関するパブコメの対応を行いました。また、昨年 11 月に国家標準における特許に関する規定についてパブコメ対応をしました。さらに、今年 3 月に、商標法の改正案が国務院に提出されることとなり、それに対してもパブコメの対応を行いました。さらに、今年 4 月に、インターネットの商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法についてもパブコメ対応をしました。さらに、同じ 4 月に、国家自主创新産品の認定の展開に関する通知についてもパブコメ対応しました。5 月、いままも継続中ですが、著作権の質権登記弁法に関して、パブコメ対応の意見募集をしているところです。

一方、特許関連研究については、発明特許、実用新案について攻めと守りの切り口からテーマを抽出していろいろ研究をやるつもりで活動を行っております。そのテーマを抽出した後に、いろいろ分析・調査した上、報告書に纏めることになっています。今までの活動としては、まず専利権侵害のところに着目し、主に攻めと守りの両方から行政及び司法による権利行使の手續面などでの問題点を抽出して、調査テーマの選定を行いました。昨年の WG 活動で決められたテーマは「行政による専利権侵害の権利行使に関する調査」となっています。当該テーマは、行政ルートでの専利権侵害紛争解決における侵害認定等手續きの詳細を法律面、運用面から整理して、権利行使手續き上の不明点を明らかに

することによって、日系企業による行政手続の活用と円滑化などに役立つことを目的としました。この活動は昨年 10 月から今年 2 月にわたって実施し、本日その報告書が皆様に配付されました。行政ルートを利用して専利権の権利行使を行う時、手続き上、どのような注意点があるか、法律規定と実際の運用との差異がどこにあるか、さらに国レベルの法律規定と地方レベルの法律規定がどのような違いがあるか、地方によって何か特別な規定があるか、などについて報告書にまとめました。また、この活動の続きとして、今年 7 月から 8 月にかけて、報告書にまとめている検討事項について我々が関連行政機関を訪問してヒアリングを行う予定です。

今後の活動として、IIPPF との連携活動は引続き行い、今年もまだ新しいミッションを派遣することで、今年 6 月と 12 月に IIPPF メンバーとの会合も予定しています。また、パブコメについても何か法律改正があったらその都度対応していきます。さらに、特許研究については今度、司法ルートによる専利権の権利行使に関して調査・研究していくと予定しています。

○司会 夏先生、どうもありがとうございました。

(拍手)

○司会 すみません、時間の関係で、質疑応答は、4 つの WG の報告が終わった後に時間があれば、ということをお願いしたいと思います。それでは、続きまして、自動車・自動車部品 WG のグループ長の加藤様、よろしくお願ひいたしま

す。

自動車・自動車部品 WG グループ長

本田技研工業（中国）投資有限公司 加藤秀司氏

みなさん、こんにちは。ワーキングリーダーを務めさせていただいております本田中国の加藤でございます。早速、2009 年度活動紹介を始めさせていただきます。

本ワーキングは、自動車及び自動車部品メーカー合計 8 社で構成されております。活動の紹介ですけれども、中国で非常に重大な問題になっております模倣部品の対策についてここに記載されている 5 項目を中期活動として 3 年間に亘って活動をしております。本日はこのうち 4 番目の刑事訴追とその厳罰化の促進という項目について説明をさせていただきます。その背景となる問題点ですが、これは弊社の事例ですが、TSB が摘発をした後に再犯を行い合計 3 回侵害行為が繰り返されたという事例です。このような場合にはやはり刑事処罰を厳しくしてもらい、抑止力を高めるということが必要ではないかということが 1 つあります。また、こちらはマツダさんの事例ですが、大量のパッケージが差し押さえられても、パッケージの単価が非常に安いという理由で刑事処罰にならなかった事例です。このパッケージというのは、必ず模倣部品に使われますので、その数を重視してその基準で刑事処罰による重い罰を科すということ

も考え方としては必要ではないかと思えます。

目的と狙いです。目的はここに書いてあります内容で、最終的には高い費用をかけて調査会社を使わなくとも適切且つスムーズな刑事移送がされるということを目的としております。そして狙い・目論見ですが厳しい法律の解釈をすると難しい面もありますが、運用・解釈の許す範囲で認定価格を高額化して刑事移送を促進化させることです。江蘇省が一番知財保護のレベルが高いので、うまくいけばその運用・解釈をほかの地域にも拡大させるということも目論見としてございました。

活動の進め方ですが、合計 3 回知財研究会という形式で行いました。3 回目は先月の江蘇省 TSB のブランド連携フォーラムの中で講演とその後の Q&A という形で進めました。毎回、ワーキング側から問題点の指摘或いは要請、当局の方からはそれに対する回答というようなことで進めました。

これが第 1 回目の研究会の様子です。比較的公式的な雰囲気、裁判所や検察の方も含めて関連当局の方々に一同に会して討論を行いました。こちらは 2 回目の様子ですけれども、1 回目のやり方を一部反省を踏まえまして AIC と物価局、それから TSB と物価局、比較的小規模の人数、雰囲気の中で意見交換を行いました。こちらの方が検討会議の主な議論で、合計 5 項目について議論を行いました。一番のポイントは一番上の模倣品の価格算定をどのような考え方、或いは運用がされてるのかという点を明確にする点がございました。確認できた成果ですが、最初の価格算定について簡単にご紹介しますと、まず表示価格

に基づいて計算するという回答がございました。但し、値札などだけではなくて、実際には領収書とか、帳簿とか、実際に販売した価格が分かればそれを勘案する、それをベースにして算定するという運用がされているようです。また、そのような表示価格、販売価格が分からない場合にのみ、侵害された製品、純正品の市場中間価格で算定する。但し、実際の運用上は、純正品の価格がベースになって算定されたという事例はないようです。

それから 5 番目の工場在庫でも、同じような考え方、つまり市場の販売価格で算定されるということが確認できまして、我々としては、工場のコスト、つまり非常に低いコストベースの価格で算定されるということが懸念されてたが、それはそうではないということが 1 つの成果として確認できました。それから権利者からの情報提供という項目ですが、一応審議に関する情報、本物偽物を判断する情報などは、ウェルカムであるということなんですが、実際の純正品の価格についてはケースバイケースで参酌するという表現が使われてるんですけども、実際は先ほど説明しましたように、それを使って算定するというのが非常に難しいという状況でした。それから権利者への認定価格を事前の開示するということは法律上の義務ではないので、それはしませんということではっきり断られてしまいました。また、半製品の定義ですが、パッケージに入ってなくても、実際にすぐに使える状態であれば、それは完成品と扱われるというようなことが確認できました。

4 番目の刑事移送基準ですが、5 万元以上に達した場合には、必ず刑事移送し

ます。但し、金額基準以外の情状がひどい場合という規定もあるが、こちらの方は規定はあっても、現実的にはそれを使わない、使ったことがないという回答でした。

それから認定された価格と行政処罰金の関係も聞いてみましたが、法律上の内容だけの回答で、こちらが期待した具体的内容は確認できませんでした。

活動の評価ですが、目的に対しての結果としては、一定レベルで当局の運用・解釈が理解できたと思っております。具体的な事例によって、それが本当にそうになっているかどうか、今後確認したいと思います。

次に、狙い・目論見ですけれども、こちらの方はうまくいかなかったというのが結論でして、解釈の幅は狭く、運用は硬い回答でした。但し、権利者側にとって、不利益な運用・解釈に対しては今回の経験によって、それに対してクレームをつけるというようなことができる理解が得られたかなと思っております。

それから活動を通していろいろな意見があってその場その場でずいぶん変わってるような状況が改めて確認できたということがございます。例えば AIC の方で司法解釈に基づいて算定しているという回答があり、これは公式的な場での第 1 回目の研究会での回答だったのですが、2 回目では、司法解釈は行政規定ではないので、参考にするだけである、という意外な回答があり、すぐにその場でこちらから問題点を指摘すると AIC が個人的な意見ですと修正したり、TSB も最初は純正品の価格で算定するという回答があり、非常に期待したんですけども、2 回目以降はやはり法律上の規定どおりの内容に変わったりとかあ

りました。今後も行政機関との付き合いはありますので、今回の経験を活かして事前にしっかり準備をして臨むことが必要ということを改めて確認できました。

刑事移送とは違いますが、ワーキングで様々な消費者啓蒙活動をやっており、これが昨年度作ったパンフレットでございます。皆さんの中でも中国で自動車を運転されている方いらっしゃると思いますので、この場をお借りして、模倣部品を使うことなく、純正品を使っていただいで安全な生活を送っていただきたいと思っております。

以上でございます。

電卓 WG グループ長 カシオ（上海）貿易有限公司 長澤洋介氏

電卓 WG グループの 2009 年の活動報告をさせていただきます。カシオ上海貿易有限公司の長澤と申します。よろしく申し上げます。

【2009 年度活動概要】

電卓 WG グループは、シャープ、シチズン、キャノン、カシオの 4 社で活動をしています。2009 年度の活動の目標は、3 つございます。第一は、AIC と市場管理者との連携によって、市場を浄化することです。第二は、当局による自主摘発の促進、第三は市場管理規約の把握です。最終目的は、侵害品を取り扱いに

くい市場環境を構築することです。対象の市場は、中国で最も大きな電卓取扱市場である義烏市の国際商貿城、及び広州市の文具市場です。対象の当局は、これらを管轄している義烏市の AIC、及び広州市 AIC、との連携を模索いたしました。

【成果】

具体的な成果ですが、義烏市の国際市場につきましては、うまく行ったと評価しています。義烏市 AIC、国際商貿の市場管理者及び電卓取扱店舗との協調活動を実行しました。結果としましては、模倣品の取り扱い店舗数が減少しました。模倣品取扱店舗の推移は、2007 年 5 2 店、2008 年 3 4 店、2009 年 2 3 店と、順次減少しています。

広州市の文具市場は、まだ当局との連携は十分に行うことはできませんでした。単発的な活動に終わったという評価です。模倣品の販売業者がまだ多く存在しておりますし、1 回摘発した業者がまた再び取り扱いをしていたという状況があります。成果としては、2010 年度 1 月には広州市 AIC で自主的に取締りをして頂いたことです。

市場管理契約の情報入手については、主要市場の規定を入手いたしました。これらは、JETRO 様の方から公開されるものと思います。

【義烏市 AIC との協調活動】

電卓 WG の活動についてより詳しくお話します。

義烏市 AIC との協力活動ですが、第一に AIC、販売店、市場管理者、権利者との協調活動がございます。具体的には、意見交換会、真贋セミナー、市場見回りの 3 つの活動を行いました。意見交換会は、4 月、9 月、12 月と 3 回行いました。この意見交換会の中で、AIC の方々から取扱店舗を対象とした真贋セミナーの提案を頂きました。6 月に我々権利者が主導して、電卓の取扱い業者 30 店舗に集まっていただきセミナーを行いました。そこには義烏市 AIC の副局長にも出席頂き、模倣品取扱い、特に電卓の模倣品取扱いについては、注意深く監視していくというコメントをいただきました。後日 AIC がもう 1 回セミナーをやっていたと聞いております。侵害セミナーを行った後で、AIC の方と同行しての市場見まわりを 9 月に行いました。

第二に侵害者の摘発活動についても義烏市 AIC に協力して頂きました。

2009 年度は、電卓の商標権侵害 3 件の取締りをして頂きました。その中の事例を 1 件紹介します。摘発時期は、2009 年 5 月、差押物品は、シチズン、シャープ、カシオ計 3 ブランドの電卓、差押数量は合計 5700 台でした。自主的な行政差し押さえ後に刑事移送をしていただいております。判決は、罰金 3 万元及び懲役 10 ヶ月、執行猶予付きでした。刑事移送されたポイントとして 3 点あります。まず複数の商標権侵害であったことということ 差押時に際納品書を押収し継続的に模倣品取引を行っていたことが判明した、差押時外国人の買主が現場にいたため取引成立したものとして注文単価での不法経営金額を認定したこ

とです。

【広州市 AIC との協調活動】

次にもう 1 つのターゲットの市場であります広州市文具市場での活動内容についてお話します。2009 年の 6 月広州市 AIC が主催しております知財権保護活動に参加しました。これは春風行動と彼らは呼んでおりました。6 月に消費者向けの啓蒙イベント及び市場管理者向けのセミナーを行いました。その後、広州市 AIC との打合せで現状での、文具市場での電卓の模倣品の被害を広州市 AIC に対して報告しました。ただ実際としましては、その後のフォローがなかなかできませんでした。2009 年 9 月に市場調査した結果、模倣品を取り扱っている文具店の数は 79 店舗で残念ながらこの活動にも関わらず前年よりも 13 店舗増えているという状況でした。

その状況を広州市 AIC 伝えた結果、2010 年の 1 月 19 日に電卓に絞った市場差押を実施頂きました。実現に当たっては、広州 JETRO の方に尽力いただきました。差押には当局の方が 40 名以上参加し、文具市場 4 箇所、計 15 店舗の模倣電卓取扱店を摘発して頂きました。摘発対象品目が電卓のみというので、電卓取扱店舗に対して当局が電卓に対して目を光らせてるんだというアナウンス効果はあったと思っております。更に 4 月 21 日にも再度数店舗での差押さえをやって頂きました。我々としては、今後も定期的に市場摘発を実施して頂くべく、当局に働きかけを行いたいと思っております。

【2010 年度目標】

2010 年の活動目標ですが、同じく 3 つございます。1 と 2 は継続目標です。今年新たに取組む事は、侵害品数本のみサンプルとして展示している店舗に対して、重罰化に結びつける摘発手法があるのかということについての研究をしたいと考えております。

ご静聴ありがとうございました。

○司会 長澤様どうもありがとうございました。それでは最後に水際 WG リーダーの石川様、よろしく願いいたします。

模倣品水際対策 WG グループ長 YKK（中国）投資有限公司 石川芳明氏
水際 WG のグループ長を勤めさせていただいております YKK 中国投資社の石川と申します。よろしく願いいたします。水際 WG の 2009 年度活動報告をさせていただきます。

本日の内容ですが、こちらの内容でお話させていただきたいと思います。模倣品水際対策 WG ですが、2005 年に発足しまして、現在休会企業も含み、34 社で活動を進めている状況です。グループの幹事ですが、グループ長 1 名、副グ

ループ長 2 名の計 3 名で活動を進めております。

こちら長期方針、中期方針。長期方針としては、権利侵害品輸出の減少を図る、権利侵害品の輸出入がしにくい環境の実現、権利侵害品の輸出入がわりに合わない環境の実現を長期方針として、それに基づき中期方針を立て、税関差し止めに向けた体制作りの整備を進めていく。2009 年度の活動方針としてレベルアップ、関係強化、運営改善への第 1 歩、を掲げて活動をしてまいりました。

こちら 2009 年度の活動項目ですが、11 項目を挙げさせていただいております。後ほど細かくそれぞれご報告させていただきたいと思っております。

こちらが 4 月から 3 月までの 1 年間ですが、このように活動を進め、年間を通していろいろな活動を行っております。

まず WG の会合ですが、2 ヶ月に 1 回、上海 IPG の全体会合の前日に、年に合計 6 回会合を開いております。

こちら税関セミナーの開催、計 6 税関で行い、それと意見交換会の開催を計 6 税関で行い、ダブっているところもありますが、全部で 12 税関に対してやりました。今までは沿海部の税関に対する活動が多かったのですが、今年は新疆ウイグル自治区のウルムチ等でもセミナー等を開催いたしました。

こちら成果交流会議の開催ですが、去年の 2008 年度の活動報告の時にもお話させていただきましたが、今まで税関セミナーを行った 10 税関の方に集まっていただき、お話をさせていただきました。細かい内容は、こちらの資料をご覧ください。

日中韓の税関知財作業部会、あと権利者との意見交換会が 8 月に開催されましたが、そちらに参加いたしております。こちらでは 3 税関それぞれの代表の方が来られ、権利者側からいろいろ質問ができる会議となっております。IPG メンバーからは、2 点ほど質問させていただき、押収品の処分、各種費用の負担について、現行制度とその背景につながる考え方はどうなんですかと、また押収品に関する権利者への情報の開示、現行制度とその背景となる考え方、3 税関に質問を投げかけて、それぞれからコメントをいただきました。3 税関からコメントをいただけたので、それぞれの国ごとで、やはり違う部分があり、うまく対比することができ、良かったと思っております

あとそれぞれ細かくいろいろありますが、今年の 3 月 24 日に改定された知的財産権税関報告条例の改正草案に対して、パブコメを募集がありましたので、水際 WG から意見を提出いたしました。改正された条例の中で WG から出した多くの意見が反映されていると思っております。

続きまして、模倣品輸出ルート推定調査の実施。こちらは模倣品がどのように輸出されているかということ推定調査という形で、調査いたしました。

あと運用実態・明確化アンケートの実施ですが、こちら税関ごとに運用方法がばらばらな部分があり、各社の実際の事例に基づいて、どのような運用がどこの税関で行われているのか、アンケートを取って、まとめて、今後改善に向けての提言を行っていきたいと考えております。

類似商標判定事例集の提供。税関でなかなか類似商標の認定がなかなか難し

いということもありますので、各社の税関だけではなく、AIC、法院等でいろいろ類似商標と認定された事例を提供することにより、税関の方でも簡単に類似の認定をできるよう、類似判定事例集というものを作り、提供いたしました。

あと 10 番目は IIPPF との連携で、建議書に水際 WG から意見を提出させていただきました。実際の活動成果ですが、まず 1 番目として制度や現状に関する理解が深化し、税関保護条例の実施弁法等関連法規に対する認識もそうですが、それ以外の貿易許認可、通関手続き、後は企業分類管理弁法等、それぞれへの理解が深まったと考えております。

2 番目として、WG 内部の活動の活発化。これは今まで行っていませんでしたが、調査の実施、これは先お話をさせていただいた模倣品輸出の推定調査を行い、活動をいろいろ広げている状況であり、また運用実態明確化を行いましたし、類似商標の判定事例集の提供と、幅広く活動を進めている状況になっております。

また、3 番目としては、地方税関との対話の恒常化、内容深化ですが、今までは一方的に質問を投げかけていたが、税関との意見交換会の際に、あるテーマについてそれぞれの税関で同じ質問をし、それによって税関ごとの違いもわかります。再犯の防止と重罰化、巧妙化への対応をどのように行っているか、それぞれ税関に確認をして、意見をもらい、違い、同じ部分、良い部分等を確認いたしました。

4 番目としては、IIPPF との連携強化。IIPPF の貢献でミッション時の建議書への意見を提出させていただきました。今年の活動成果、4 点ですが挙げさせ

ていただきました。ただやはりまだまだ課題もありまして、未達成項目と反省点という形ですが、1 番目としては、通関代理業者との交流会、あと押収品廃棄セレモニーには未実施。2009 年度に実施しようとして考えておりましたが、今年 2009 年度に開催はできませんでしたので、今後開催したいと思っております。

また 2 番目として、税関総署と交流が少なかった。また備忘録も締結することになっていましたが、まだまだ未締結の状態であり、今後税関総署との交流も密に進めていきたいと考えています。

また課題の解決につながる成果。成果に繋がっていないと、これは見解統一、それぞれの税関の運用実態がありますので、見解統一に向けて税関総署から通達を出してもらえないかと考えておりますが、まだ繋がっておりませんので、どうにかして実行していきたいと考えております。

続きましては、2010 年度の活動方針ですが、こちらは 2009 年度からそのまま引き継いでおります。1 つ目としてはレベルアップ、関係強化、運用改善への第 1 歩、これら 3 つを活動方針として 2010 年と進めていきたいと考えております。

実際の活動項目ですが、いろいろ挙げておりますが、2 番目のプロジェクト活動、タスクフォースを新しい活動として 2010 年度行っていこうと考えております。

実際にはどのようなものかと言いますと、水際 WG は業界横断的な WG であり

まして、また多数のメンバー、34社の状況であり、それぞれの会社が水際対策を実施するという同じ目的をもっておりますので、あるテーマを設定してプロジェクト活動への参加企業でいろいろ議論することで深堀し、業界がばらばらですので、いろんな意見が出てきて、新たな方策、取り組みを導き出せるのではないかということで、今年プロジェクト活動として新たに活動を行っていきたいと考えています。下にテーマ案をあげておりますが、ホワイトリストの提供及び運用、また案件価値算定基準と罰金額決定及び刑事移送について、あと通関代理業者との自発的取り組み促進、この3つをテーマ案として挙げており、今後実際のテーマを設定してプロジェクト参加企業を募って、活動を進めていきたいと考えております。

以上、水際対策WGの活動報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 石川様、ありがとうございました。そうしましたら、私の手もとの時間で50分まで約7、8分でしょうかございますので、質疑応答の時間とさせていただきます。ご質問がある方、挙手いただいて、会社名、氏名をおっしゃっていただいてから質問をいただければと思います。それでは、ご質問等ございます方、挙手をお願いできますでしょうか。

・・・よろしいでしょうか。そうしましたら、また各WGリーダーの皆様、この後全体会合、夜の方も式典にもで参加いただくことになろうかと思っておりますの

で、その以外の機会も含めて、個別にご質問等をいただければと思います。

それでは、ちょっと時間が早いですが、ピックアップ講座の方はこれで終了とさせていただきますして、3時ちょうどから全体会合の方を開催いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、休憩時間とさせていただきます。外にコーヒー等を用意しておりますので、ご自由にお飲みいただければと思います。

【上海 IPG 全体会合】

< 第 1 部 各種連絡事項 >

○司会 それでは、改めましてみなさんご来場ありがとうございます。これから第四十六回上海 IPG 全体会合の方を始めたいと思います。本日は資料が非常に多くてなかなかお持ち帰りも大変かと思いますがご了承いただきまして、ぜひお持ち帰りいただいております。ジェトロ、それから、先程ワーキンググループの報告でもありまして、昨年度、一年間かけていろいろな調査を実施してございまして、年度が明けまして、いろいろな報告書が上がっております。また、次回もですね、懲りずに他の調査報告書も配らせていただきますので、重いとは思いますがお持ち帰りいただければと思います。

まず初めに配布資料の方を御覧いただきましてですね、資料二を御覧いただけますでしょうか。毎年年度の初めの会合ではですね、メンバーリストをお配りさせていただいております。で、こちら何しろだいぶメンバーさんも増えてまいりましてですね、なかなか更新、メンテナンスが追いついていない点もございます。中にはやや情報が間違っていたり、更新が、修正が忘れている点もあるかとございますので、お気づきの点がございましたら事務局の方にご連絡頂戴できればと思います。修正した上で、また次回ですね、修正版ということでメンバーリストを改めてお配りさせていただきたいと思います。また、資料三の方には、ご参考といたしまして現在のワーキンググループのリスト、参加メンバーさんを含めたリストをお配りしております。こちらもご参考いただければ

と思います。それでは議事次第に従いまして、第一部各種連絡事項に進みたいと思います。まず一番目といたしまして、前回三月の会合時にこれまでグループ長をお勤め頂きましたデンソーの久永様が御帰任によりグループ長を退任されまして、今年度よりですね、新たにカネボウ化粧品の岩間様にグループ長をお願いしております。すでに四月の南京でのイベントでもいろいろとご挨拶等を頂きましたが、今回改めまして岩間様の方よりご挨拶頂戴したいと思います。よろしくお願い致します。

○岩間　こんにちは。カネボウ化粧品の岩間でございます。この度上海 IPG のグループ長を務めさせて頂くことになりました。どうぞよろしくお願い致します。私は上海 IPG が立ち上がりました 2002 年の 9 月第一回目から参加させていただいておりましたのですが、その後ちょっと離れまして、2006 年からまた戻ってまいりまして、幹事を務めさせていただいておりました。この度久永さんが帰国されましたので、その後を受けまして、就任させていただきました。私は知財の専門家ではないんですが、たまたま幹事団の中で最長老ということとございまして、務めさせていただくことになりました。当初上海 IPG は 30 社、40 社ぐらいでスタート致しましたが、今や約 150 社のメンバーさんになりまして、業種も本当に様々な業種の業者さんに広まっておりますし、活動の中身も大変濃くなってきております。今後もこの IPG 活動が発展いたしますよう、他の幹事さん、また事務局の皆様、そしてまた会員の皆様にも、いろいろご協力

を得ながら微力ではございますが尽力させていただきたいと思っております。
何卒どうぞよろしくお願い致します。

○司会 岩間様ありがとうございました。今後ともよろしくお願い致します。
それでは続きまして、本日二社の新規メンバーの方にご参加いただいております。
まず、B&C ラボラトリーズ、武藤様でよろしかったでしょうか。前の方で
ご挨拶いただけますでしょうか。

○武藤 B&C ラボラトリーズ・チャイナの武藤と申します。よろしくお願い致します。
簡単に会社の紹介をさせていただきます。我々はですね、日本の B&C
ラボラトリーという化粧品会社なんです、上海に於ける子会社としまして、
2009 年の 2 月に設立されました。主な業務はですね、日本の方から化粧品を輸
入しまして、中国において卸売をするという業務になっております。簡単に日
本の方の B&C ラボラトリーについても紹介させていただきます。1979 年、今か
ら 31 年前に現在のソニー・ミュージックエンターテイメントの子会社として設
立されました。当初の名称がソニー・クリエイティブ・プロダクツといます。
ソニークリエイティブ・プロダクツにはキャラクターの部門と化粧品に部門が
ございまして、1996 年に化粧品会社の方が分社独立しまして、ソニーCP ラボラ
トリーズという社名に変更いたしました。で、2006 年にソニーグループの中か
ら小売を行う五社がですね、独立をしまして、その中には、ソニープラザです

とか、通信販売を行うソニー・ファミリークラブとか、あとはフランスレストランのマキシム・ド・パリとかの五社が独立いたしまして、それで 2006 年に独立したあとですね、B&C ラボラトリーズという名称になりました。で、現在はですね、東京放送、TBS グループのグループ企業として存在しております。という、ずっとですね、エンターテインメント企業の傘下にある、ちょっと変わった化粧品会社でございます。商品の方もちょっとユニークな物が多くてですね、みかんの形をしたハンドクリームですとか、キャンディーの形をしたリップグロスとか、そういった物を取り扱っております。こちらの方に参加させていただいたきっかけなんです、我々春頃から商品を発売しておりますが、もうすでに模造品がかなり出ておりまして、ジェトロさんにご相談したところ、IPG の活動を知りまして、参加させていただいております。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

○司会 武藤様ありがとうございました。続きまして、インターメスティックの大畑様よろしくお願い致します。

○大畑 今、インターメスティックとご紹介していただきましたが、中国の法人名は佐芙（上海）商貿有限公司と申します。総経理をしております大畑です、はじめましてよろしく申し上げます。ゾフという名前で、ご存じの方もいらっしゃるかと思うのですが、日本でメガネのチェーン店を運営しております。海

外での事業拡大を目指し、昨年の 12 月に現地法人を設立、今、古北地区と梅龍鎮伊勢丹様の六階で二店舗の店舗展開をしております。今後も秋口にですが、徐家匯と新天地にすでに出店が決まっております、日本人スタッフや日本語を話せるスタッフもおりますので、お近くにいらした際はぜひお立ち寄りいただければと思います。我々は中国で事業展開を始めたばかりなのですが、すでにタオバオのようなサイトでの、弊社商品（或いは類似商品）の販売、ドメインの問題等、すでに知的財産権で様々な問題に直面しております。今後も積極的にこのような会合に参加させていただいて、いろいろな対応策を考えていきたいと考えております。今後ともよろしくお願い致します。

○司会 大畑様ありがとうございました。今後とも宜しく願いいたします。それでは、続きまして、やや私事でもございますが、私どもジェトロのですね、北京の知財部、ご承知の方も多いとございますが、秋葉の方が帰任いたしました、新たに高村が着任しております。本日会場に来ておりますので、一言ご挨拶させていただきたいと思っております。

○高村 ただいま、紹介に預かりました高村と申します。3 月の 21 日に北京センターの知識産権部に着任いたしました。今、北京事務所は知財部が総勢 8 名おまして、特徴といたしましては、中国の政府機関による法改正や通知をタイムリーに日本語で皆様にご提供させていただくことを努めていたり、後は上

海、広州の IPG 事務局と連携して、皆様のご意見を取りまとめ、中央政府に提出したりという活動を行なっております。少々古い話になりますが、この IPG が発足したのが、2000 年の 5 月ですね、中国日本商会の分科会として設立されたのが最初の始まりです。今月がちょうど記念すべき 10 周年目にあたりまして、北京センターでは 7 月の 27 日に、10 周年を記念した日中の産官学連携によるシンポジウムを開催する予定です。また、ジェトロ北京センター知識産権部のホームページや三局の事務局から連絡をさせていただくと思いますので、よろしくご参考ください。微力ながら事務局を務めさせていただきます。今後ともご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。そうしましたら、議事次第に従いまして進めさせていただきます。四番といたしまして、昨日ですね、ブランド保護連携フォーラムの総会を開催いたしました。こちらの報告につきまして、幹事の布川様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○フカワ **ジェイテクト**の布川と申します。資料の五番と六番を御覧ください。資料の五は、江蘇省出量技術監督局と上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2010 年年次総会の開催報告でございます。4 月 27 日南京で行われました。資料五の 2 ページ目に全体の日程が書かれておりますが、三枚目、参考というところでプレスリリースがございます。こちらのほうが簡単にまとまっております

ので、こちらを御覧ください。江蘇省質量技術監督局、上海 IPG およびジェトロでこのフォーラムが開催されました。最初に国家質量技術監督検閲検疫総局の副技術長でございますソウさん、それから経済産業省のイチカワ様から挨拶を頂き、その後 2009 年の活動報告発表等々、年次総会が開かれました。その中で、その次のページに書いてございます、江蘇省出量技術監督局、IPG、それからジェトロの三者間でブランド保護協力の備忘録という覚書が締結されました。それが資料の六でございます。時間のあるときにご覧になってください。この備忘録というのは模造品対策における実務的な協力強化を詳細に定めたもの、なっております。その第二部では、諸問題についての考案、それから質疑応答等が交わされまして終わりました。そのなかで、IPG からは YKK さん、JUKI さんからの講演を頂きました。この会の意義としては、総括として一番最後に書いてある三点が挙げられます。知的知財保護活動における理解の共有化がはかられたということがひとつ。それから中日相互の情報共有がはかられたということが二つ目、最後に江蘇省における知的財産権保護の成果がお互いに共有されたということで、意義のあるイベントであったと思います。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○司会 はい、ありがとうございます。この総会のときに、2009 年度のブランド保護連携フォーラムの活動報告という冊子を配布いたしました。本日、受付の方に準備してございますので、先月南京の方にご参加されずに、まだお持ち

でない方はそちらでお持ちいただければと思います。そうしましたら、続きまして、五番の方に移りたいと思います。江蘇省知識産権局との座談会、幹事を皆様を中心に開催いたしました。こちらの報告をご参加された岩間グループ長の方に報告いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

○岩間 はい、それではご報告させていただきます。カネボウの岩間でございます。資料の七を御覧くださいませ。今年の3月の26日に南京で実施を致しました。参加いたしました参加者は先方中国側が江蘇省知識産権局担当者、さらには工商局、あるいは公安、税関、その他でございます。日本側はここに書かれておりますように、幹事の福永さん、フカワさん、そして夏さん、ジェトロの安藤さん、宮原さん、王さんというメンバーで参加しております。この座談会でございますが、目的といたしましては、江蘇省の知識産権局および、関連当局とジェトロおよび上海 IPG の協力、従来から進めておりますが、これを更に一層推進するために今年の交友計画、協力計画、こういったことをやろうかということをお話しあうために開催したものでございます。その中で話し合われましたことは共同で今年二回、上半期一回、下半期一回の年二回ですね、知識産権検討会を開催しようということになりました。で、上半期の開催は南京、二回目の開催は南京または上海でという方向で話し合われました。そしてまた、市街領域における相互訪問交流を強化しようということも話し合いました。そして、その強化、交流の内容といたしましては、ひとつは江蘇省の知識産権局

関係者を日本に招聘し、日本の知財活動の実態、内容そういったものに対しての理解を深めていただくというもの、そしてもう一つは江蘇省の知識産権局に我々IPGの活動に参加、オブザーバー参加していただきまして、我々の活動内容に対する理解を深めていただくということの内容を話し合っております。そして、最後にはこうして双方提携して、協力して活動した成果をそれぞれ宣伝して双方の協力の影響力を拡大していこうと、このような点を話し合いまして、確認をしております。今後、こういう路線の中で、さらにいろいろと江蘇省とは取り組みを深めていきたいと思っておりますので、皆様の積極的なご参加をよろしくお願いいたします。以上です。

○司会 岩間様、ありがとうございました。続きまして、2009年度の上海IPG活動総括ということで資料八、やや厚い資料ですがお配りしてございます。内容は2009年度に活動したことをすべて書いておりますが、一番最後の部分にですね、総括を記載してございます。こちらの方簡単に副グループ長の松島様の方からご紹介いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

○松島 コニカミノルタ中国の松島でございます。2009年度上海IPG活動総括に関し、ご報告させていただきます。大部にわたる資料ですので、この場ではポイントのみご報告致しますので、詳細は配布資料をご覧ください。

1 ページ目の冒頭に記載された活動方針に基づき、以下資料八に記載された

具体的な活動を行なって参りました。資料八の 14 ページ及び 15 ページを御覧ください。只今に森永さんが発言されたように、まとめが記載されております。一番目は 2009 年度上海 IPG 活動の総合評価ですが、これは会員企業皆様のアンケート結果をまとめたものです。アンケート結果の詳細は資料九にありますので、別途資料九をご参照ください。

まずは一番上の表、資料九の表ですが、おわかりいただけるように、90%を超える企業、会員企業の皆様から満足及びやや満足という、非常に良い回答をいただいております。

再び資料八に戻ります。このアンケート結果は、資料八の 14 ページに記載された具体的な活動、即ち、模倣品問題に関わる中長期ビジョンの策定、情報発信、情報共有化、業種別ワーキンググループ活動、先程お話ありましたブランド保護フォーラム等、すべてを読み上げませが、今日この会合の後に予定されている貢献部門感謝式を含めて、2009 年度の具体的な上海 IPG 活動に対する会員企業皆様の率直な評価と受け止めております。

このような状況を踏まえ、2010 年度も会員企業皆様のニーズを反映させた活動を推進してまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○司会 はい、松島様ありがとうございました。続きまして、上海 IPG、IPG 会

員アンケート結果報告ということになります。こちら資料十の一、十の二になります。これは毎年、中国 IPG 全体です、アンケートを取らせていただいているものでございます。十の一が上海 IPG のみの結果、十の二が IPG、中国 IPG 全体の結果ということになってございます。こちらぜひお持ち帰りいただいて、御覧いただきまして、今後のご参考にしていただければと思います。説明は割愛させていただきます。続きまして、八番水際ワーキンググループで参加いたしました海関総署が主催しております企業との知財に関する対話会の参加報告が資料の十一で配布してございます。こちら時間都合上説明は割愛させていただきますが、ぜひご覧いただければと思います。続きまして⑨になります。先程ピックアップ講座でも触れられましたけれども、立法研究ワーキンググループで最近、法改正のパブコメ二件対応をしておりますので、その内容について簡単にグループリーダーの夏先生の方をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○夏 上海オンダ事務所の夏です。先程の紹介もありましたように、我々立法研究WGの活動の中に、立法パブコメ対応がございまして、最近のパブコメ対応では、資料12の商標法改正の草案に対する修正意見についてまとめました。全部で48の項目になっています。その中で、商標法の中における各関連情報を研究論証したうえで、我々の立場から見て適切でない、あるいは不明瞭であるところに対し、立法提案として意見を出しました。今行っている商標法第3次改

正はまだ国務院の審査段階にあります。今回の改正ポイントに対し、いままで存在している問題点を解決するために、誠実信用原則の導入とか、権利保護の強化とか、権利取得及び権利行使などの手続面で外国企業にとってもっと便利になるとか、などについて提案しました。4月に行った「インターネット商品取引および関連サービス行為に対する管理暫定弁法に対する修正意見」は資料13をご参照ください。インターネット上における商品の販売、サービスの提供において模倣品が発見された場合、例えばタオバオネット上で販売される場合、侵害責任の所在が不明であるような問題点が存在しているため、なかなか権利行使ができない状況があり、これをどのように管理しているか、やっぱり不明瞭なところが多いです。今回はそれに対する管理の暫定弁法が出され、我々は当該弁法に対し、研究論証した上で、立法の提案を致しました。

○司会 はい、ありがとうございました。では、続けさせていただきます。続きまして、インターネットシンポジウムの開催につきまして幹事の山田様より報告いただきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

○山田 はい、それでは、日中インターネットシンポジウム開催概要について簡単にご報告、ご説明させていただきます。シャチハタの山田です。よろしくお願ひ致します。今月ですね、5月の27日と28日に経済産業省の主催で東京でインターネットシンポジウム、日中インターネットシンポジウムが開催され

ます。で、目的としましては、やはり先程からちょこちょこ出てますけれども、インターネットの普及、電商取引、その普及に伴って、やっぱり模造品と海賊版が多数流通していると。これをやっぱり抑えるためには権利者とインターネットサービスプロバイダー、それとの情報共有、意見交換がもう不可欠であると。それを目的としてのシンポジウムになります。で、また一方で、上海 IPG の方でもインターネットワーキンググループがありますので、この経済産業省の方向性、あと動きに伴ってですね、連動する方向で相互協力を図りながら実際に効果的な方法、あと情報提供ですね、する方向でこれからまた、皆様にもまた随時報告させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

○司会 はい、ありがとうございます。補足ですが、この IIPPF 及び経済産業省主導でやっております、この活動ですね、中国側では上海 IPG インターネットワーキンググループの方がフォローアップをするということになっております。そうしましたら、続きまして、特許ワーキンググループの活動報告を福永様よりお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○福永 JUKI 中国の福永です。特許ワーキンググループの活動報告をさせていただきます。特許ワーキンググループでは、本日冊子でも配布させていただいてますが、特許検索システムの評価報告など、09 年度に取り組んでおりました調査

を 3 月時点でほぼ一段落しております。また、3 月から 4 月にかけて、多くのメンバーが入れ替わりましたので、4 月は顔合わせと新しいテーマの設定などをさせていただいて、10 年度の活動を開始しています。その中で新しいテーマに特許クリアランス手法の調査を設定しているのですが、今後の調査の方向性、調査テーマの下位項目など設定などのために今回は皆様に運用実態のアンケートをさせていただければと思っております。本日配布しています資料十五に運用実態についていくつかの質問をさせていただいております。本日ご回答いただける方はご記入いただきまして、IPG 総会終了後に事務局の方にご提出ください。また、追ってメールにてこちらのアンケートを配布させていただく予定ですので、本日ご回答いただけない方はよろしければメールベースでアンケートにご協力いただければと思います。また、特許ワーキンググループでは数ヵ月後を目処にテーマを横断した形で、メンバー各位へのアンケートを再度実施したいと企画しております。その折もどうぞご協力いただければと思います。以上です。

○司会 はい、ありがとうございます。はい、それでは続きまして、2009 年度に開催いたしました中国知財関連法勉強会の開始報告、及び今年度のカリキュラム案につきまして、幹事の大上様よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

○オオガミ それでは簡単に説明させていただきます。2009年度の知的財産権関連法勉強会は7月の17日、9月の18日、11月の13日、1月の22日、および今年の3月19日の五回開催され、3月19日には成果確認テストを実施いたしました。配布資料十六に記載されておりますが、毎回30から40名の方にご参加いただきました。ありがとうございました。成果確認テストの結果は後ほど事務局より報告があるようになっております。本年度2010年度も同じく五回開催する予定にしております。カリキュラムは配布資料の十七を御覧ください。ぜひみなさん積極的に参加していただきたいと思っております。以上です。

○司会 はい、ありがとうございました。そうしましたら、今、オオガミ様からもありましたとおり、3月に開催しましたテストの結果報告発表をさせていただきますと思います。上位五名をご紹介します。三位から五位は同点ということでご覧の方、ハリスさん、韓さん、慮さんということになっております。第二位オリンパスの李さん。おめでとうございます。そして第一位はJUKIの唐さんが見事最高点を獲得されました。そうしましたら、ささやかではございますが、毎年恒例でグループ長の方からですね、賞状の方を贈呈したいと思いますので、ぜひ、前にお越しいただけますでしょうか。では唐さん一言。

○トウ ジュウキ中国のトウでございます。一位をとって大変嬉しいです。い

ままで二年近く勉強会に参加して大きいテーマは毎年少し重なっている部分もありますが、毎回異なる先生から、各視点からいろんな解説がありますので、毎回新しい勉強ができます。いままで他の企業のスタッフとの交流がまだ足りないと思いますので、これから勉強会の場を借りてもっと広げたいと思います。これからもよろしくお願いします。

○司会 はい、ありがとうございました。また、今年度も7月から、また五回のカリキュラムで開催したいと思いますので、よろしくお願い致します。すみません、先程から画面のタイトル表示をしております、貢献部門感謝式ですが表示が間違っておりまして、全体会合は午後六時に終了、それから、式典は六時半開始ということになっておりますので、よろしくお願い致します。それでは最後にですね、これも私どもジェトロの話ではございますが、ジェトロ広州事務所で長きにわたって知財を担当しておりました川名がこの度帰任ということになりますので、この場をお借りしまして、一言ご挨拶させていただければと思います。

○川名 ジェトロ広州の川名と申します。本日は貴重な時間をいただきましてありがとうございます。私、6月末をもちまして、帰国させていただくことになりました。五年という長期わたって駐在させていただきました。皆様から様々なご協力をいただきありがとうございました。広東省という、模倣品問題

が深刻な地域に駐在させていただきました。駐在期間中、目覚しい、明確な変化、改善というのが見られなかったということにつきましては、非常に私自身の力不足を感じております。今年度第一回目の広東 IPG の会合を 5 月 27 日に開催する予定です。引き続き広東でも IPG 活動を継続しておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。上海 IPG におかれては、毎回 100 名以上の多くの方が参加され、業種も多岐にわたり、日本からも参加者がいらっしゃいます。IPG の元々の理念・基礎であった情報交換の場として非常に最適な場であると感じておりました。また、業界ごとのワーキンググループの活動も非常に活発で、私自身もいろいろと活動をご一緒させていただくことができました。改めて感謝申し上げます。今後の上海 IPG の発展をお祈りするとともに、日系企業の方々に引き続きジェトロ及び IPG にさらなるご支援を頂きたいと思っております。ありがとうございました。

○司会 はい、過分な拍手をありがとうございます。そうしましたら、これを持ちまして第一部の方は終了とさせていただきます。若干時間も押しておりますが、続きまして第二部の講演会に移りたいと思います。幹事の皆様、前の席までお戻りください。ここからですね、私どもジェトロ上海の副所長の安藤の方に司会をバトンタッチして進めたいと思います。

< 第 2 部 講演会 >

○司会 皆様、こんにちは。本日はどうもありがとうございます。では、只今より、全体会合の第二部講演会に移らせていただきます。本日は、コーヒーブレイクを途中挟みまして、三つのご講演をお願いしております。では、最初は2009年度模倣被害報告書調査分析結果の概要と題しまして、特許庁国際課課長補佐模倣品対策班長の長橋良浩様よりご講演いただきたいと思います。では、長橋様こちらの方へよろしくお願い致します。

<講演①>

『2009年度模倣被害報告書』調査分析結果の概要

特許庁国際課 課長補佐／模倣品対策班長 長橋良

治

ただ今御紹介にあずかりました特許庁国際課の長橋と申します。よろしくお
願い致します。今回は、2009年度模倣被害報告書調査分析結果の概要について
簡単に説明させていただきたいと思います。この報告書は、特許庁のホームペ
ージで、今年の3月29日に公表しておりますので、概要につきましては既に皆
さん御覧になっている方もいらっしゃるかと思います。皆さんにお配りして
おります資料は、公表の際の報道資料に使われた概要版ですが、今日使うプレゼ
ン資料もほぼ同じ内容のものがホームページからもダウンロードできますので、
御興味のある方は、後から確認していただければと思います。ちょっとお時間
もございませんので、簡単に御説明したいと思います。

御説明に先立ちまして、どういった形で調査しているかという前提条件につ
いてお話したいと思います。調査対象として、過去5年間で特許、実用新案、
意匠、商標何れかの出願件数をすべて足しこみ、合計件数が多い順に8,000社
を選定しております。その過程として、出願上位20,000社の中から名寄せを行
なったりして調査の対象を上位8,000社に絞る作業を行ないます。実際に上位

から 8,000 社辺りの企業規模はどのくらいかと申しますと、大体 15 件くらい。15 件くらいというのは 5 年間の出願件数がトータル 15 件ですから、例えば特許と商標を合わせて年間 3 件ずつ出しているると大体この対象になってくるというくらいのレベルでございまして、上位 8,000 社に絞っても、かなりの企業まで網羅されているというふうに考えております。アンケートの実施については、企業等の皆さんが結構お忙しい時期に御協力をいただくということもございまして、なかなかこちら心苦しいところではございます。実際の被害の傾向といたしましては、まず歴年で経年変化を取っておりますが、今回の 8,000 社のうち、46.7%の方が有効回答となる回答をしてくださったんですけども、1996 年に調査を開始して以来最大の回答率となりました。その中で模倣被害ありと御回答のあった会社の方が 926 社。被害なしという御回答が 2,795 社ということで、24.9%の企業等が模倣被害ありという回答結果になっております。この「模倣被害あり」というのは先程年間 3 件程度の出願企業も入ると申し上げましたけれども、例えば極端な話ですが、年間 500 億被害に遭っているという企業の方も、年間 300 円の被害という企業の方も、もしそういう回答があったとしたらどちらも 1 件は 1 件、1 社は 1 社というふうにカウントされるということとをちょっと頭の中に入れておいていただければと思います。

被害総額が 1 社当たりどの程度かということが、グラフに書いてございます。10 億円以上の被害を受けているというところも微増、また 5 千万未満のところも増えております。これは対象となった企業の方が、例えば 8,000 社ぎりぎり

のところというのは、調査年度によって随分推移、入れ替えとかございますので、そういったところの影響もあるのではないかと考えております。実際に100億円以上の被害という回答も28%と高くなっておりまして、被害にあった会社のうち10%程度ですが、これらが全体の被害総額のまあ9割を占めるといった状況でございます。今回の調査では、大企業、中小企業ともに、模倣被害というのは増えているといった傾向が出ております。大企業の場合は今回は微増という感じでした。次に実際の商品分野別の模倣被害に着目いたしますと、今回は、雑貨の分野が43.6%と、この右上がりになっている図ですけれども、これが突出してございます。ただ、毎年回答の母数がですね、変わっておりますので、一概にこの変化をどう捉えるというところは明言できるものではございません。あと、最近安定的にというか、非常に高水準で推移しているのが商標と著作権ですね。商標は近年5割以上ということで推移しております。模倣手口の巧妙化、これ恐らく皆さんにとってはですねもう当たり前の話、なんで今更という感じもあるかもしれませんけれども、8,000社を対象にしたアンケートの中でも、やはりデッドコピーですとか、模倣形態の巧妙化とか、特に中国で目立ってきているという回答結果になっております。国・地域別の模倣被害の状況というところでございますけれども、これは製造、流通、販売、すべて考えたトータルの集計結果でございます。確かに中国での被害社の数は62%とグラフの上から2番目の部分ところですが、非常に高い数字ですが、昨年度の69.4%に比べると減っている状況ではあります。逆に日本での被害

はというと、1%ポイント程度増加が見られるという状況でございます。このグラフは、模倣品がどこで製造されたかというところに着目したものでございます。これを見ますと、日本での被害社数は非常に少なくはなっておりますが、それでも30%以上という数値でございます。先程の8,000社対象というお話についての補足になりますけれども、例えば外国に商品を展開していないとか、拠点を持たないだけではなくて、輸出すらしていないといった企業も入っておりますので、どうしても高くなる傾向になるのではないかと思います。次のグラフは、中国での被害社数についてですけれども、製造と販売に着目して、毎年数値をとっております。以前から、上海、浙江省、広東省、この辺りの被害の件数はそれなりに目立っていたところだと思うんですけれども、2006年度ぐらいまでは四川省での被害といった回答は若干あったものの内陸部では殆どありませんでした。それが、最近数は多いとはいえませんが、内陸部の他の地域でも模倣被害ありという回答がでてきているところでございます。中国で製造された模倣品というのが、どういったふうに流通しているかということにつきましては、次のチャートで、これもアンケートの性格上の限界がございまして、必ずしも正確に反映できないというところはあるんですけれども、中国で作られ中国で販売消費されているという回答が、26.9%という数字になっております。その中国産の模倣品が、中東ですとか、中南米、ちょっと経由地はわからないんですけれども、アフリカとか、北米、欧州等にも相当流れているといった状況でございます。ちなみに、日本で販売消費される模倣品というのは、この

アンケートの中では日本から日本というのが 48%。中国から日本というのがそれに次いで 30%以上という数字が出ております。日本で製造されて中国に出ている模倣品も 6.9%という回答がございます。

次に、不正な権利の取得状況としては、この黄色いバーが商標権、ちょっとグレーがかったのが意匠権、青っぽいのが特許権・実用新案権です。グラフを見ると圧倒的に商標権が多く、その権利の不正な取得についても、中国での被害というのが数でいえば圧倒的に多いという状況になっております。模倣品の品質については、模倣品が真正品よりも品質が高いとか、そういった数字も若干あったりするんですけども、後はその本物にないデザインがあるとかですね、非常にパーセンテージとしては低いんですけども、そういったものまで出回っているのは怖い感じもあります。でもやはり品質がやや劣るとかかなり劣るといった回答が圧倒的に多いのが現状です。最近では、食の安全の話ですとか、あとはブレーキパッドの不良とか、身体や生命に密接に関わる問題とか、非常に多くなっているところ見過ごせないと考えておるところでございます。値段にしても真正品価格よりも高いというのも、数は少ないですけども御参考までにお知らせします。今回ちょっと驚きでもあったのですが、模倣被害の対策を取っている企業が初めて 50%を超えたところがちょっと特徴的かなと思われま。また、実際に対策の内容と効果というところがございますけれども、皆さんにとっては至極当たり前のことかもしれないんですけども、例えば商標とかの権利を適切に取得するとかですね、当たり前のことながら高

いランクに入っております。この辺りも後でホームページ等を見ておいていただければと思います。後は模倣品対策のための企業間連携ですとか、これについてもまだまだなところが多いですけれども、敢えてあえて IPG に御ご参加されている皆さんに言うというまでもない話かもしれませんが、必要な対策の一つとして取り上げられております。次に、インターネットによる模倣被害率、これが何かというとはですね、確かにインターネットによるコンテンツ系の著作権侵害も含まれるんですが、インターネットによる模倣品の売買に関するものが中心となっております。この中で、国内つまり日本の販売・消費地で被害があったと回答されているところについてですね、ちょっと調べてみようと思って、今回の調査では更問というか調査項目を追加してみました。実際にそれは報告書の形としてはですね、サイト名とか詳細はなかなか表せなかったんですけども、中国のサイトから BtoB であるとか BtoC であるとか、そういう形態で日本に入ってくるものが、かなりあるということが確認されております。

ちょっと時間の都合上駆け足になってしまいましたけれども、こういった調査結果を活用して、我々産業財産権や模倣品に関する施策に反映していこうと考えておるところでございますが、昨日から本日にかけて幾つかのワーキングにもオブザーバーとして参加させていただいて、皆さんの御努力や御活躍というものが非常に手に取るようにわかりました。今後もいろいろな機会を利用して皆さんのお知恵をお借りできればと考えております。また色々な機会を通じてお邪魔するかもしれませんが、その節はどうぞよろしく申し上げます。本日

はどうもありがとうございました。

(拍手)

○司会 長橋様どうもありがとうございました。長橋様に質疑応答のお時間をとっていますので、ご質問等ございます方はお手をお挙げの上、社名とお名前をおっしゃっていただきまして、その後ご質問を頂戴できればと思いますが、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか？

○司会 大丈夫そうですね。では、また改めてご質問があれば、また後ほどということにさせていただきます。では、長橋様どうもありがとうございました。続きまして、特許検索システムに関する評価報告と題しまして、上海オンダ商標代理有限公司の夏宇先生からご講演頂戴したいと思います。では、夏先生よろしくお願い致します。

< 講演② >

特許検索システムに関する評価報

告

上海恩田商標代理有限公司 夏 宇氏

本日、中国の特許検索システムに関する評価報告についてみなさんにご紹介したいと思います。この特許検索システムに関する評価に関する活動は先ほどグループ長の福永さんが紹介されましたように上海 IPG 特許WG の一つの活動です。みなさんのお手元にすでにこの特許検索システムに関する評価報告の資料を配布しておりますので、ここで、その中のメインのところとしてこの五つの項目についてみなさんに紹介させていただきます。

まず、特許検索システムに対する調査評価を行う背景ですが、まず、みなさんご存知のように、中国が WTO に加盟してから専利（つまり特許、実用新案および意匠）の出願件数が急激に増加しており、現在、中国の特許、実用新案、意匠の出願件数が合計で 40 万件以上達しています。その中で日本からの出願も結構増えています。2005 年と比べると 2009 年の日本からの発明特許の出願件数が倍増しました。また、これまでに我々上海 IPG の模倣品対策の活動では商標権侵害と意匠権侵害などの対策に関する活動がメインでした。商標権又は意匠権を侵害するかどうかは直観的な判断されやすいものですが、模倣品の悪質化と巧妙化が進む中でももちろん引き続き対策を取っていく必要があります。一

方、これからは特許権侵害に対する権利行使もすごく重要になっています。中国が WTO に加盟してから日本を含む外国の企業が中国への特許出願が急増し、今の時期がだんだん権利化されているところなので、今後、特許権を以て権利行使がどのように行うかはだんだん重要視されています。さらに、中国に商品の製造販売または研究開発をやっている中で、特許のクリアランスがますます重要になっています。

また、中国ではこれまでにいくつかの特許検索システムが存在していますが、具体的にどのような現状にあるか、あるいは使い方がどうなっているか、などについてやっぱり不明なところがあります。特に中国の特許検索システムはすべて中国語になっていますので、どうやって中国語の簡体字をもって検索できるか、あるいはどのような機能を持っているかなどはなかなかわからないので、特許WGのみなさんがそれを調査するテーマとして選定しました。また、具体的にどの特許検索システムを調査対象とするかについては特許WGがいろんな企業様のご意見を聞いた上で最終的に四つの検索システムを選定しました。この四つの検索システムはそれぞれ代表的なところがあるとともに、よく使われているものでもあります。

一つ目は SIPO つまり中国知識産権局の検索システムです。

二つ目は上海知識産権局の「SHANGHAIIPO」という検索システムです。これは最近、地方の知識産権局が力を入れて金を投じて構築した、機能的に優れたひとつの代表的なシステムです。

三つ目は知識産権出版社の「CNIPR」という検索システムです。中国の特許公報がすべて知識産権出版社より出版していますので、知識産権出版社は持っているデータが一番正確で、しかも検索システムを構築してから長年にわたっていろんな機能が充実してきました。

四つ目は「soopat」という検索システムです。たぶんこのシステムを知っている人が少ないと思いますが、これは最近できたひとつの民間の検索システムです。

今回はまず、特許WGのメンバーのみなさんより予め選定された21の評価項目に基づいて調査評価を行いました。

それでは、その21の調査評価項目を順次に説明します。

第1項目はデータの蓄積範囲についてです。調査対象の四つのデータベースでは、どっちのデータベースでも中国特許法が施行しはじめてからの、つまり1985年からの中国専利のデータ（特許、実用新案、意匠）がすべて蓄積されています。その中では発明特許の公開公報と、発明特許、実用新案、意匠の公告公報が含まれています。一方、調査対象の4つのデータベースの中では4つのデータベースが外国の特許も調査でき、SHANGHAIIPOというデータベースでは73カ国の地域または組織の専利データが蓄積しており、知識産権出版社のデータベースでは8カ国の地域または組織の専利データが蓄積しており、soopatという民間のデータベースでは外国専利を検索する検索機能がありますが、外国専利のデータが蓄積しておらず、検索する際、それぞれの国のデータベースと

リンクしているため、外国または組織のデータベースに蓄積しているデータを利用する形になっています。

第2項目はデータの種類についてです。みなさんご存知のように、中国では電子出願がまだできず、すべてペーパー出願なので、出願書類をスキャナーで読み込んで、それをTIFFファイルとしてデータベースの中に入れてあります。従って、基本的に中国の専利データの種類はイメージデータになっています。一方、願書とかに記載されている書誌情報はテキストデータとなっています。従って、公開公報、公告公報はイメージデータしかありません。一方、知識産権出版社のデータベースでは最近、今までの出願の中のイメージデータを全部テキストデータに加工して、テキストデータを持つようになりました。

第3項目はデータ更新の頻度についてです。つまりどのような頻度でデータを更新しているかを調査しました。その結果、ほぼ毎週更新していることがわかりました。公報は毎週の木曜日に出版されることになっているようなので、データ更新は通常木曜日に行われています。一方、SHANGHAIIPOはちょっと更新が遅れているようで、月一回の頻度で更新しているようです。

続いてはデータの信頼性についてです。信頼性というとなかなか評価しにくいのですが、同じ項目に同じキーワードにて検索し、大体どのくらいの案件がヒットするというやり方で、一度調査してみました。これは昨年 of 年末ごろ、中国語の「エンジンと制御」というキーワードを用いて4つのデータベースに対し調査したところ、ヒット案件の件数をこの表に記載しました。ちょっとや

っぱりズレがあります。赤文字で表示されているのは、他のところよりちょっと少ない。例えば二番目の SHANGHAIIPO のデータから見ますと、他のデータベースの 882 件に対し、ここは 832 件しかありません。これは先程紹介しましたように彼らが毎月一回だけデータ更新を行っているため、一ヶ月遅れていることがずれの原因だと思われます。その中でデータが一番充実しているのはやっぱり知識産権出版社となります。

第 5 番目は言語についてです。中国語がわからないので、例えば英語又は日本語で検索できるかどうか、つまり中国以外に何の言語にて検索できるかについて日本の企業様が大変関心を持っているようです。今回、中国特許調査と外国特許調査との両方からそれぞれ調査したところ、中国特許調査の場合、SHANGHAIIPO 以外のその他のデータベースは中国語による検索しかできないことが分かりました。それに対して SHANGHAIIPO は中国語だけではなく、英語による検索もできます。一方、外国特許調査の場合、外国特許調査機能のない SIPO のデータベースを除いたその他の 3 つのデータベースでは SHANGHAIIPO は英語と中国語との両方による検索ができますが、出版社と soopat は英語による検索しかできません。ただし、出版社の場合は、検索結果が英語で表示されるとともに、英語の検索結果を機械翻訳にて中国語に翻訳して表示することもできます。

第 6 番目は出願人と権利者を指定して検索できるかどうかについてです。

いずれのデータベースでも出願人と権利者を指定して検索できます。その中

で SHANGHAIIPO のデータベースでは関連企業の一括検索ができます。具体的には出願企業に対し企業コードが与えられていることになっています。例えばシャープさんに対しシャープさんのコードを与え、ソニーさんに対しソニーさんのコードを与えます。グループ企業の場合、例えば、シャープ**公司のような「シャープ」を含む会社がいっぱいありますので、検索時の漏れが生じないように同一の企業コードが与えられるようになっています。soopat のデータベースでは企業（もちろん外国企業を含む）、中国の主な研究開発機関（たとえば中国科学院系列の研究機関とそれ以外の研究機関）、中国と外国の大学などの出願案件のランキングを表示させています。

第7番目は発明者の検索についてです。つまり発明者を指定して検索できるかどうかについてです。これもすべてのデータベースはできます。その中でsoopat のデータベースでは発明者名前の読みをAからZまでの順で検索できるとともに、発明者別に出願件数のランキングも表示させています。

第8番目は名称検索についてです。つまりキーワードを「発明名称」や「要約」などの項目に入れて検索できるかどうかについてです。この検索機能はすべてのデータベースに持っています。キーワードは一つ以上入力しても検索可能です。

第9番目は分類検索についてです。つまり、国際特許分類（IPG 分類ともいう）や国際意匠分類（IDC 分類ともいう）を指定して検索できるかどうかについてです。すべてのデータベースはこのような検索ができます。その中で

SHANGHAIIPO と soopat のデータベースでは分類コードが分からないとき、キーワードを用いてまず分類コードを検索してから、分類コードにて検索するような機能と特徴があります。

第 10 番目はキーワード検索についてです。これは先程の「名称検索」という機能と違って、検索式を用いてキーワード検索を行うことを指します。すべてのデータベースでは書誌情報に関してはすべてキーワードによる検索ができますが、明細書の内容に関しては出版社のデータベース以外ではキーワードによる検索ができません。これは明細書がテキストデータではなくイメージデータであるからです。知識産権出版社のデータベースではすべてのイメージデータをテキストデータに加工しましたので、明細書全文に対してキーワードによる検索ができるようになっています。

第 11 番目の評価項目は検索式の関連機能についてです。つまり、検索式を用いて検索するとき、どのような論理演算を利用できるか、また、一回検索した後、その検索式が保存できるか、などに対して調査評価しました。SIPO のデータベースでは検索式による検索ができません。他の三つのデータベースでは検索式による検索ができますが、soopat では簡単な論理演算からなる検索式しか組めません。それに対して SHANGHAIIPO と出版社のデータベースではもっと高度な論理演算からなる検索式を組むことができます。

第 12 番目は同義語、類義語による検索ができるかどうかについてです。中国語で検索するとき、どのような中国語キーワードを選択して検索するかは

極めて重要です。もともと日本語又は英語のキーワードである場合、中国語に翻訳する際、一対一ではないので、1つの訳語を用いて検索すると、漏れが生じるおそれがあります。従って、できるだけ日本語又は英語に対応したすべての類義語を以て検索すべきです。類義語検索機能があれば、一つのキーワードを選択して検索すれば、当該キーワードと同義又は類義のあるキーワードも一緒に検索してくれます。そして、SHANGHAIIPO と出版社のデータベースではこういった同義語（類義語）検索機能がありますが、SIPO と soopat のデータベースではそのような機能がありません。

第13番目は検索操作の難易度についてです。つまり、検索する際、どのデータベースが使いやすいかを評価したわけです。今回の調査評価結果としては、書式検索の場合、各データベースにはそれほど差がありませんが、簡単検索の場合、soopat の検索は使いやすいです。ご覧のように、soopat の検索画面がいまよく使われているインターネット検索エンジンのグーグルとほとんど似ています。検索する際、通常、グーグルで検索する場合と同じように検索バーにキーワードを入力して検索すればすぐ出てくるといった形となります。大変使いやすいです。

第14番目は経過情報についてです。出願された、又は権利付与された特許は今どういう状況になっているか（例えば実体審査が行われているか、拒絶されているか、無効になったかなど権利付与前又は権利付与後の状況）を検索できるかどうかについてです。実際今回調査評価したのは、案件の法律状態を確

認できるかどうかという点です。その結果、どのデータベースでも案件の法律状態を確認できると判明しました。

第15番目は権利の生死情報についてです。生死情報は各データベースで法律状態検索によって確認できますが、どのデータベースでも提供した情報に対して責任を負わないと明言しています。従って、権利の生死情報に関する正確な（正式な）情報が特許庁での包袋確認が必要です。

第16番目は実施権情報についてです。特許権が第三者に実施許諾を与えているかどうかは各データベースで法律状態検索によって確認できます。

第17番目は包袋入手についてです。つまり特許包袋の中に含まれている拒絶理由とか、意見書による反論などが確認できるかどうかについてです。すべてのデータベースでは検索による包袋入手ができません。

第18番目はファミリー情報についてです。中国出願の特許がその他の国、例えば日本、ヨーロッパ、アメリカなどへ出願されているかどうかを検索できるかどうかです。SHANGHAIIPOとsoopatでは検索できますが、SIPOと出版社のデータベースでは確認できません。その中でsoopatでは案件のファミリーパテント情報を外国特許番号にて検索できるとともに、ファミリーパテント情報がいろんなパターンのグラフにて表示できます。

第19番目は公報の一括ダウンロード印刷についてです。4つのデータベースの中ではSIPO以外のデータベースはすべて公報の一括ダウンロード印刷できます。SIPOのデータベースでは1ページずつダウンロード印刷しかできないの

で、大変面倒で、時間かかります。

第20番目は引用情報についてです。これは特許出願が拒絶されたときに出生された引例を検索できるかどうかについてです。SHANGHAIIPOのデータベースではその検索機能が備えていますが、まだ使えないようです。その他のデータベースではこの検索機能すらありません。

第21番目は取得データの加工についてです。検索でヒットした案件のデータを加工して特許マップ（パテントマップ）を作成できるかどうか、つまり統計分析できるかどうかについてです。SHANGHAIIPOとsoopatのデータベースでは当該統計分析の機能が備えていますが、SIPOと出版社のデータベースでは当該機能が備えていません。また、SHANGHAIIPOのデータベースでは、特別な登録ユーザーを対象に取得したデータの加工と再加工ができるような機能が備えています。その機能を利用すれば企業が自社事業と関係するデータを検索取得した上、自社データとして蓄積することができます。つまり、検索データベースの上に自社事業と関連するデータベースを持つことができます。

前述した特別な登録ユーザーとは、SHANGHAIIPOのホームページへアクセスして申し込むことができます。企業ユーザーの場合は、予め社印を捺印した申込書を提出し、管理者の審査を受ける必要があります。メンバー登録できれば、IDとパスワードが与えられます。今のところ、利用がすべて無料です。

次に、4つのデータベースに備えている機能について比較しながら紹介したいと思います。

まず、簡単検索の機能はすべてのデータベースに備えています。

また、書式検索の機能もすべてのデータベースに備えています。

それから、検索式による検索の機能は SIPO のデータベース以外にその他の 3 つのデータベースに備えています。

また、IPC 分類と IDC 分類による検索の機能はすべてのデータベースに備えています。この調査報告書を作成する段階（昨年年末頃）では IDC 分類による検索の機能が SIPO のデータベースで確認できなかったのですが、最近になって、SIPO のデータベースでも IDC 分類による検索ができるようになったことが判明しました。

また、法律状態の検索機能はすべてのデータベースに備えています。

それから、特許分野のテーマ検索という機能ですが、専門分野を指定して検索する機能です。この機能を利用すれば、例えば、携帯電話を作っている会社が通信分野の中で CDMA 方式の携帯電話に関する特許を調べたい場合は、通信分野→携帯電話→CDMA を選択して検索をかけることができます。これは、先程紹介しました IPC 分類による検索とは違います。当該機能は SIPO 以外の 3 つのデータベースには備えていますが、検索機能の名称と分野（テーマ）の分け方が若干異なります。

また、ファミリーパテントの検索に関する機能です。これについては先程で紹介しましたので、ここで紹介を省略させていただきます。

さらに、中国語と英語の二つの言語による検索の機能ですが、SHANGHAIIPO

のデータベースでは中国語と英語による検索が双方向でできるに対し、出版社のデータベースでは単方向しか検索できません。

また、海外専利の検索機能は SIPO 以外の 3 つのデータベースに備えています。

統計分析の機能は SHANGHAIIPO と soopat のデータベースに備えています。

二次検索（絞り込み検索）の機能ですが、やはり SIPO 以外の 3 つのデータベースに備えています。

検索結果一括出力の機能は先程で説明しました。

同義語（類義語）による検索の機能については、先程も説明しましたが、SHANGHAIIPO のデータベースには同義語（類義語）に対する編集機能が備えています。この機能を利用すれば、業種ごとに自前の同義語（類義語）を追加編集できます。特に外来語の多い化学分野においては、常に新しい同義語や類義語を追加する必要があります。当該機能は特別な登録ユーザーにしか利用できません。一方、出版社のデータベースでは予め蓄積されている同義語（類義語）に対する編集ができません。

検索履歴の保存に関する機能は先程でも説明しました。

また、次に SIPO のデータベースにしかない機能を紹介します。その中にはまず費用の納付状況を検索できる機能です。この機能を利用すれば特許、実用新案、意匠の出願費用、登録費用、そしてその後の年金がちゃんと納付されているかどうかを確認できます。特許権の存続を確認するために、この機能を利用してもよいと思います。また、専利証書の発送情報を検索する機能です。つま

り特許権が付与されたときに、特許庁から特許証書を発送しますので、その発送状況がデータベースに反映されています。この機能を利用すれば、自分の特許だけではなく、他人の特許に関する特許証書が発送されているかを確認できます。さらに、通知書発送の検索機能です。出願から登録までは特許庁から出願人に出された通知書がいろいろあります。例えば、受理通知書、拒絶理由通知書、権利付与通知書などがあります。この機能を利用すれば、出願番号にて該当案件の通知書発送状況を確認できますので、案件審査の進捗状況だけではなく、拒絶を受けているかどうかなどの情報も入手できます。さらに、書類送達不能な返送情報を検索する機能です。この機能を利用すれば、特許庁から送った書類が送達されているどうかを確認できます。さらに、事務的な公告を検索する機能です。この機能を利用すれば、出願から登録までにある事務的な公告を検索することができます。上記の機能における「通知書発送情報検索機能」を利用する際、検索結果として表示されたのはこの報告書の 16 ページに記載されている通知書コード（5桁、例えば 20107）だけです。通知書コードに対する通知書の名称は予め決められており、コード対照規則といった冊子が特許庁より発行されています。

また、次に SHANGHAIIPO のデータベースにしか備えていない機能を紹介します。まず一つ目はキーワード自動抽出機能です。これは報告書の 34 ページをご参照ください。この機能はキーワード選定の補助機能です。具体的には、例えば明細書の要約又は技術論文などから文章をコピーして来て、或いは関連文章

を自分で入力してから抽出作業を行うと、それらの文章からデータベースが自動的に検索に用いられるキーワードを抽出してくれます。且つ、抽出しようとするキーワードの数を予め設定できます。それから、同義語（類義語）辞書の編集に関する機能です。これは先程説明しました。さらに、もう一つの編集機能があります。それは中英文の辞書を編集できる機能です。英語と中国語の双方向検索を行う際、データベースが内部の中英文辞書に従ってキーワードが一旦機械翻訳されてから検索を行うようになっています。その辞書に載っている単語の量と精度によって検索の精度が影響されます。分野や業種によって特殊な用語（単語）が存在しますので、前述の辞書が利用者により編集されることができれば、検索の精度が向上されることとなります。また、専門分野のデータベースの構築に関する機能については先程も紹介しました。さらに、科学技術文献の関連検索に関する機能です。これは報告書の 40 ページをご覧ください。この機能を利用すれば、検索対象の特許文献以外の科学技術論文なども検索できます。この機能はグーグルのある機能を利用していますので、検索する際、直接グーグルの検索機能とリンクするようになっています。それから、統計情報の機能です。これは報告書の 49 ページをご覧ください。この機能を利用すれば、上海市（各区）、長江デルタ（浙江省）江蘇省など）の地域における出願人による出願状況を確認できます。また、再加工可能な専門分野のデータベースの構築に関する機能です。これは先程も少し紹介しました。

また、次に知識産権出版社のデータベースにしか備えていない 3 つの機能を

紹介します。一つは全文テキスト検索に関する機能です。これは先程でも紹介しましたように、この機能を利用すれば漏れなく明細書の内容をすべて検索できます。これは報告書の 72 ページをご覧ください。二つ目は海外專利検索結果の機械翻訳に関する機能です。これは先程も少し説明しました。これは報告書の 75 ページをご覧ください。つまり英語にて検索した外国の特許に対しこの機能を利用すれば、発明名称などの書誌情報や要約が中国語に翻訳されて表示されます。この機能は特に中国企業が外国特許を調べるときに利用可能なものです。三つ目はフィルター検索機能です。これは報告書の 83 ページをご覧ください。絞り込み検索機能とはちょっと違う機能です。一次検索結果に対して絞り込むのではなくフィルターをかけて再検索する機能です。

最後に、soopat のデータベースにしか備えていない機能を紹介したいと思います。一つは意匠図面の検索に関する機能です。これは報告書の 100 ページをご覧ください。これまでのデータベースによる意匠検索では、ヒットした案件を 1 つずつアクセスして案件ごとの図面を開いて確認する必要があります。それに対し、この機能を利用すれば、ヒットした案件のリストには図面が直接表示されており、ヒット案件の意匠内容が一目瞭然となっています。もう一つは同類專利検索に関する機能です。これは報告書の 120 ページをご覧ください。この機能を利用すれば、ヒット案件と同じ種類のその他の案件を直接検索できます。また、ファミリーパテントの関連表示機能です。これは報告書の 103 ページをご覧ください。この機能を利用すれば、ファミリーパテ

ント間の関係が一目瞭然に表示されます。さらに、ヒット案件の比較に関する機能ですが、これは報告書の 133 ページをご覧ください。この機能を利用すれば、複数のヒット案件から比較対象の案件を選んで比較することができます。もう一つすばらしい機能としては法律状態簡易表示機能です。これは報告書の 135 ページをご覧ください。つまり、ヒット案件のリストにおいて各案件の法律状態が簡単に表示されています。異なる法律状態を異なる色で表示されていますので、やはり一目瞭然です。「有効」、「審査中」、「失効」といった 3 つのパターンで法律状態を表示させています。次はランキング情報表示機能です。これは報告書の 163 ページをご覧ください。これについては先程も紹介しました。もうひとつは繁体字による検索と表示機能です。これは報告書の 140 ページをご覧ください。みなさんご存知のように、中国では主に簡体字を使っていますが、内陸以外の香港や台湾などでは繁体字が使われています。この機能を利用すれば、繁体字による検索と表示ができ、簡体字が分からない海外の利用者にとって大変便利です。

各データベースのメリットとデメリットですが、この報告書の中に詳しくまとめられていますので、時間があるとき読んでいただければと思います。本日の講演が以上でございます。ご静聴ありがとうございました。

(拍手)

○司会 夏先生ありがとうございました。ここで質疑応答の方に入らせていただきますが、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。では、すみませんが、社名とお名前の方を先に頂戴できますでしょうか。

○ガク 旭硝子のガクです。ありがとうございます。先生にひとつ質問したいと思いますが、まだこの資料頂いたばかりなので、あまり詳しく読んでいないのですが、最後の検索システムのソーパットの方には個人のあるいは民間の組織とか、開発されたという話がありまして、どのような民間の組織、開発されたとか、そのへんの情報とかご存知ですか。

○夏 データベースではどのような組織（会社）より開発されているかは全く表示されていません。いろいろな情報によりますと、開発者にはすべて民間人で、その中に特許検索をやったことのある人、弁理士の先生、データベース開発経験豊富の人などが含まれているそうです。5、6名の方が自発的にやっているようです。連絡先も表示されておらず、関係者に連絡したい場合はWEB上でしかできないようです。

○ガク というのは、あまり利益を狙っているのではなくて、まったく、興味というのか、そうやっているような感じでしょうかね。

○夏 私から見ますと、多分、彼らのビジネスモデルからしてはこれからお金を取るでしょう。今日は詳しく説明できなかったのですが、例えば、検索結果を出力するとき、エクセルファイルに一括出力する機能がありますが、ポイントがなければ出力できないように設定されています。ポイントをどう確保するかというと、今のところはHPでいろんな質問をしたり、他人の質問に対してHP上で回答したりすればポイントが与えられます。与えられたポイントを以て出力ができます。今後は多分このポイントを直接購入できると思います。このデータベースでは自前のデータを持っておらず、その他のデータベースのデータを利用する形になっていますので、信頼性の問題があれば、本当にビジネスとして成り立てるかどうかの問題もあります。

○ガク わかりました、ありがとうございました。

○司会 はい、ありがとうございます。他にご質問の方がございますでしょうか。はい、後ろの方どうぞ。

○小澤 富士通の小澤と申します。一点確認させていただきたいと思います。出版社の検索システムですと、全文検索が可能だというお話でした。その理由は、出版社のもの場合は、データを全てテキストデータに加工しているからだということでした。それは、85年以降の全てのデータがテキストデータに加

工されていると考えてよろしいのでしょうか。

○夏 そう、私も二回ほど出版社を訪問して、いろいろ確認したところ、今、ほぼ今までのデータをすべて加工していますし、これからのデータも加工していくそうです。出版社にはひとつのデータ加工チームが作られています。

○小沢 わかりました。ありがとうございました。

○司会 はい、ご質問ありがとうございます。お時間の都合もありますので、最後の質問にさせていただきたいのですけれども、まだご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、夏先生どうもありがとうございます。

(拍手)

○司会 皆様、ありがとうございます。では、ここで一旦コーヒーブレイクの方に入らせて頂きます。ロビーの方にお飲み物等をご用意しておりますので、しばしご休憩くださいませ。17時5分にまた再開させていただきますので、お時間になりましたら、お戻りいただき、お席に着いていただくようお願い申し上げます。

☆コーヒーブレイク

○司会 では、皆様、お時間になりましたので全体会合の方、再開させていただきます。

ここで、本日予定しております2009知的財産権保護貢献部門感謝式典のために御越し頂いております国家政府来賓の方々にも、この上海 IPG 全体会合に参加して頂こうと思っております。では、国家の来賓の方々にお入り頂きますので、皆様拍手でお迎え頂ければ大変有り難いと思っております。では、お入り下さいませ。

(拍手)

○司会 では、簡単ながらお名前の方だけご紹介させていただきます。

先ず、商務部条約法律司 副司長楊国様

(拍手)

続きまして国家質量監督檢驗檢疫総局執法督查司 副司長 馬雪冰様

(拍手)

続きまして、海関総署 政策法規司 知識産権処 処長 李群英様

(拍手)

○司会 本日はどうもありがとうございます。では、3番目のご講演としまして、知識産権発展の促進のための協力・強化と題しまして、商務部条約法律司副司長楊国華様に御願いしたいと思います。では、楊副司長御願い致します。

<講演③>

知識産権発展の促進のための協力強

化

商務部 条約法律司 楊国華

本日はこのような活動に参加できましてたいへんうれしく思います。皆様の拍手に対して心から感謝申し上げます。本日私の講演のテーマは協力の強化によって知的財産権の協力の発展を推進するというテーマです。

皆様こんにちは、まずですね、ここで第1点目は知的財産権は企業にとっては重要な富であります。本日ご在席のお客様は中国に数十年間投資をしてすごく利益を獲得した企業の方々だと思います。皆様は中国の知的財産権の発展の歴史を良く知っているし、又中国知的財産権の保護の現状についても良く知っていると思います。中国政府は知的財産権の保護に対しましては、非常に断固とした態度で対応しておりまして、又これまでもすばらしい成績・成果を生み出しました。

改革開放からの30年間弱のこの期間中におきまして、中国は先進国が数百年間で歩いた発展の歴史をこれまでに発展してきました。知的財産権の体系も先進国と同じように構築してきました。国際公約、国際条約に加入することによって中国の知的財産権の環境は権利人に対してすばらしい保護の環境を提供することができました。

特に近年以来は、中国は革新型国家を実現するという戦略に基づいて知的財産権戦略を国の方針としてきました。中国の国の事情に従いまして、中国政府は上部と下部組織の統一執行、それからそれぞれの行政機関による協力の監督で知的財産権のいろんな制度が構築されております。すなわち権利侵害の案件が発生した後に、民事訴訟の手段を採用することもできますし、あるいは行政手段、あるいは刑事保護の方法を追及することも出来ます。

2006年から毎年中国は知的財産権行動計画を公布しております。2008年に公布された国家知的財産権戦略綱要によって、知的財産権の位置づけが更に高められまして、国の発展する根本的な方針となっております。知的財産権は貿易のなかで一番 HOT な話題になっています。一部の日本企業は中国の知的財産権の保護に対しては疑問と不安を感じていることは知っています、又その疑問と不安の原因もよく理解しております。

この原因というのは中国の知的財産権の保護というのは、非常に遅い段階でスタートしたから、まだ数多くの問題点が存在しているからです。この点につきましても私は深い感触をもっております。その感触といいますと、知的財産権の保護にあたりましてはやはり先進国と発展途上国はお互い尊重し合い、お互い理解しなければいけません、その中でコミュニケーションを強化することによって、知的財産権の関係の強化を図ることです。経済とグローバル化の潮流の中で、国と国の協力は大変重要になっていると認識しております。

中国はこれまでに知的財産権に関する異国間の交流と協力を大変重視してお

りますし、特に知的財産権に対する、国と国の協力を非常に重要視しております。これまでに我々はアメリカ・日本・スイス・ロシア等の国の機構と知的財産権の連携体形を作りました。また、このような連携体系を通じまして、お互い関心を持っている知的財産権の問題に対して深い研究を実施してきました。

このほか、中国は世界貿易組織・世界知的財産権保護組織・アジア太平洋経済協力組織等の組織の知的財産権活動にも取り組んでおります。中国と日本の両国は、同じ目標と利益を持っています。知的財産権を保護するということは中日両国の政府にとって自国の利益を保護する重要なこととなっております。知的財産権に関する国際交流につきましては我々中国政府はこれまで絶えず日本を含む海外の先進国との交流と会話を重視しております。

たとえば中・日・韓 3 カ国の知的財産権共同会議、或は中・日著作権交流会議、或は中国の商標局と日本の特許庁の交流会議等が定期的に行われています。それから中・日・韓経済貿易局長の共同会議等も非常に頻繁に開催されております。

もうひとつ、強調的に言いたいのは、この数年間で中国と日本の官民合同ミッション団との交流活動も大変深くなっております。官民合同ミッション団との交流によって我々の行政部分と日本企業の間非常に深いパイプができました。

もうひとつ強調的に紹介したいのは、昨年6月に経済産業省と中国の商務部が知的財産権に関する覚え書きを締結しまして知的財産権に関する両国間の

交流がいつそう深く進化されました。そして2009年11月19日から20日まで東京で第1回目の知的財産権のワーキンググループ会議が開催されました。中国側出席者の中には商務部・TSB・工商局・版權局・税関総署等、それから日本駐在の代表等が出席しました。日本からは経済産業省を初めとして、警察省・総務省・文化庁・それから企業の皆様が参加しました。

この2日間に双方はインターネットにおける権利侵害の新しい動向、それから海賊版の取り締まり、それから再犯防止の対策等、いろんな法案に対して意見が交流されました。特に日本の産業界がワーキンググループ会議に参加したことは大変意義深いとおもっています。これは非常に良いスタートだと思います。両国間の政府会議の中で産業界の関係者に参加してもらうことは大変すばらしいとおもいます。この会議の中で特にインターネットにおける権利侵害の問題に対して共識が達成されました。

また今月東京でインターネットの権利侵害に関するシンポジウムが開催される予定です。またこのワーキングのグループ会議のなかで日本貿易振興機構の主催する管理者や式典にも支援するという意見が統一されました。本日私がここで講演できたのもワーキンググループ会議でこのような共識を得たからです。

過去の1年間にわたって中国政府は引き続き知的財産権の保護業務に力を入れてきたと思います。そして中国の国家知識産権戦略綱要を実施するために、我々はいろんな制度を立ち上げました。また2009年国家知識産権戦略実施推進計画を制定して完成させました。知的財産権の創造・運用・保護及び管理

などの4つの方面を含む240項目の組織を発表しました。

簡単に言いますと、以下の方面で成績が現れています。先ず昨年は知的財産権の立法の業務は非常にすばらしい進展があったということです。2008年には特許法の第3回目の訂正・修正の業務を終えた後に、昨年は中国の特許法の実施細則の修正も行いました。

そして昨年は全国人民代表大会で権利侵害責任法という法律を作りまして、知的財産権を保護の対象としました。また、国務院からはラジオ局・テレビ局が録音製品を放送する際に報酬を支払う暫定方法というものを公布しました。

もうひとつは昨年度知的財産権の行政執行保護業務新しい成果を生み出して、保護環境は改善されたということです。例えば全国各レベルの工商行政管理機関が商標の対する違法の案件を全部で51000件以上を摘発しました。そのうち刑事移送した商標関連の犯罪案件は92件です。犯罪の容疑者109人を公安局に移送しました。それからインターネットにおける権利侵害海賊版の取り締まりの力も絶えず拡大されております。これまでに不法サイト362を閉鎖しました。そのうち刑事案件になる重大な案件を24件司法機構に移送しました。

それから2009年税関も非常に強い措置を取り入れました。今日税関総省の担当者もいますので、私は数字だけをいいます。もしその数字が違っていたら税関総省の発表に従って下さい。2009年全国の税関において知的財産権保護措置が67000件以上実施されました。実際押収した権利侵害の疑いの

ある品物を65816件?に達しました。

もうひとつ2009年度は知的財産権に関する司法の保護役割が更に強化されました。最高人民法院は特許・商標等知的財産権の分離審査という業務を定めました。昨年 of 年末までに中国の5つの高級人民法院・44の中級人民法院、それから29の基層人民法院で知的財産権に関する民事・行政及び刑事案件を一括的に管理する専門的な知的財産権法廷を設置しました。

2009年全国の地方法院が知的財産権に関する民事案件を30000件以上受理しました。2010年は第11回目の5カ年計画を実施する重要な年でありまして中国の知的財産権事業に発展する重要な一年でもあります。2010年中国保護知識産権行動計画の中で次のようなキーワードを出しました。制度の管理・執行の強化・専門性の特出・協調性の推進・宣伝強化・管理の規範化という方針を徹底していきます。また、この方針と同時に151項目の具体的な措置が発表されました。革新型国家を建設するという国家戦略の指導に基づいて、各地方、各部門は引き続き国家知識産権戦略を推進していくと確信しております。それから革新と知的財産権の資源が企業に集中することによって、企業の革新能力と知的財産権の総合能力がますます向上し、中国の知的財産権事業を推進するひとつの大きなポイントになると信じております。

中国の知的財産権制度の建設はまだ数十年の歴史しかありません。しかしこの間におきまして、我々は国際組織各国の政府及び各産業界から幅広い支持を得ました。将来に直面し我々はもっと積極的でもっと開放的な姿勢を持って、世

界各国の政府と国際組織の交流と合作を推進していきたいと思います。世界圏内で知的財産権保護に関する良い制度環境の構築に推進していきたいと考えています。特に我々は各国の政府と企業の意見を耳をかけて聞きたいと考えております。ぜひ皆様から中国知的財産権保護に関する良いアドバイスを提出していただければと思います。

また、今後も知的財産権領域におけるコミュニケーション、交流と協力の強化をつくしていきたいと思います。我々と一緒に知的財産権の保護業務を更に発展させることにがんばりたいと思います。世界各国の社会、いろんな産業界の努力にもとづいて、中国と世界の知的財産権の保護と革新事業は必ず新しい成果を生み出し win-win と発展すると確信しております。

御清聴ありがとうございました。

○司会 楊副司長どうもありがとうございました。では全体会合の最後に、国家のお二人から、ご挨拶を頂戴したいと思います。

○司会 最初に、国家質量監督檢驗檢疫総局 執法督查司 副司長馬雪冰様にご挨拶を頂戴したいと思います。馬様宜しく御願いたします

○馬 ご来場の皆様こんにちは、先ほど楊国華先生から中国の知的財産権保護

に関してかなり系統的な紹介がありまして私も彼の意見に賛成しております。

先ず、今回は第3回目の感謝式典ということで祝賀の意を表したいと思いません。又私は始めて参加しますのでここで簡単に自分の感想を3点にまとめてお話をしたいと思いません。

先ず第1点目は、私は普通の中国国民と同じように、これまでの中国の経済貿易の発展によって、我々民主の生活の基準の向上にたいへん大きな貢献をしてくださり、又、中日政府の交流と協力もたいへん深くなっていると感じております。これは私たちが一般的な生活から見ても私が仕事で担当している企業の製品の品質検査からの面からみてもたいへん深い意味があると思いません。このような中日交流の良い対極というのは、今後も私たちの仕事を通じまして維持、更に発展していきたいと考えております。

2つ目の感想と申しますと、経済貿易の拡大につれまして、知的財産権の問題の発生も、そのような必然性とこの期間における特殊性があると思いません。これは先進国の目から見ても同じように、このような経済貿易の拡大によってその知的財産権の拡大の問題も必ず発生するし、又それもこの期間中に限って発生する問題だと思いません。このように存在する客観性がありますので、いかにこの過渡期間を短縮させること、それからこのような非制度的な状況をいち早く解決することは、両国の政府にとっては大変重要な課題だと思いません。先ほど楊先生が紹介しましたように中国政府は知的財産権の保護に関してはたいへん大きな力を投入しておりまして、特に法律の改正、或は新しい法律の制定

等非常に前向きな姿勢を示しております。これまでには、権利侵害者に対して経済的責任・行政的責任・刑事的責任という3つの責任という、体系的な制度を構築したことによって知的財産権の環境が非常に完備しつつあります。又、他の国からは、めったに例をみないと思いますけども、中国政府は巨大の投資をして、行政取締という世界をあげての取り締まり体制を構築したことです。これは非常に中国の特徴を現していると思います。又、中国の政府が実際の取り締まり活動の中で、先見性のある措置を取り入れたともいえると思います。本日の感謝式典というのは日本の企業が我々行政執行に対する成果の賛賞だと思います。我々は引き続き努力していきたいと思っております。

3点目というのはこれまでいくつかに渡って、日本の業界団体との交流の中で、知的財産権の保護問題の中で新しい問題点が大変多く存在していることがよくわかりました。例えば、隠蔽的な手段を使って模倣品を作るなどそういう風な問題が最近の動向だと思います。このような、新しい動向というのは普遍的な特徴を持っておりますので、2つの国の問題だけでなく、2つの企業の問題でもないと思います。ですからもっと良いコミュニケーションを取った上で、もっと高いレベルのコミュニケーションの体制、研究体制、協力体制を構築していかなければいけないと思います。そうすると、同じ案件が違う国で発生していたとしても、合理的・合法的に解決されることが出来ると思います。

最後に皆様、ぜひ上海滞在中に上海万博を御覧頂き、楽しんで頂きたいと思っております。上海万博という広い展覧会を見て頂いて、より広い空間で物事を考え

て、より広い視野で知的財産権のことを考えて頂きたいと思います。又、より広い意味での成果を生み出したいと期待しております。以上、ありがとうございます。

○司会 馬副司長 どうもありがとうございました。

続きまして海関総署 政策法規司 知識産権処 処長 李群英様からご挨拶の方頂戴したいと思います。

○李 こんにちは、先ず私は本日この式典に参加することに対して心から感謝致します。又、長らく日本企業からご協力頂きまして大変感謝致しております。過去数年間で我々と日本人の間には真贋識別セミナー、それからいろんな研究セミナー、トレーニングセミナーを開催しました。たいへん感謝申し上げます。又、いろんな場面で日本企業が我々税関総署知的財産権の保護業務に関して客観的且つ公正的な評価を頂いておりますので、この場を借りて感謝を申し上げます。

企業の状態を鑑定するのは、企業の売り上げ等の経営指標です。税関の仕事判断するには、先ず1つは数字です、これは先ほど楊先生が講演の中で紹介してくれたと思いますので省略致します。もう1つは企業からのコメントです。これも我々税関にとって重要な判断基準となります。今、税関総署は現時点我々の知的財産権の保護状況に関しましては、満足しても満足できないという、

そういう両面的な立場・態度を見せております。

なぜかといいますと先ほど紹介されたように2009年度は押収した権利侵害品の数は日に日に増加しまして、6倍にも達したという数字がありました。不満というのがこれほど押収したのにまだ大量な不法な模倣品が輸出されているというのが現状です。つまり押収したものを増えているし、我々税関を通過して貿易されている模倣品の数も増えているというのも現状です。

現在我々が研究すべき課題というのは、いかに複数の手段を取り入れて模倣品の取り締まりの強化をいっそう深めること、もうひとつは税関の威嚇力をいかに向上することによって模倣品の取り締まりの効果を強化することの2つです。現在企業は税関に対する期待は非常に重いです。つまり企業は税関での差し押さえは模倣品の取締の中で1番有力な手段と考えているからです。このような状況の中で企業からの期待感が深ければ深いほど我々の負っている任務もますます重くなってきております。同時に我々は税関の知的財産権の立法についても改善すべき所が多いと思います。企業から我々に対して保証金・倉庫管理費用・情報の取り扱い・模倣品の廃棄等に対する立法の修正の要求が絶えず提出されて来ております。ですからこのような企業の要求に対しまして我々も今年税関の知的保護に関する実施細則を大きく修正する予定です。それを大幅に修正することによって企業のコスト削減に繋がり、又知的財産権保護環境の向上に繋がると信じています。今回の修正に至ってはこれまで日本企業から提出された数多くの問題を一括的に解決しようと考えております。つまり今回の

修正をした後に、又将来官民ミッション団が我々と交流するときには、昔の問題が指摘されないように、そのような修正をしたいと考えております。

ここで説明をしなければいけないのは、1部の法律行政法規については、我々税関総署は修正できますけども、他の法律の内容につきましては国が働きかけますので、我々は修正できないということです。今回のこのような実施、修正に関しましては、我々は公平且つ透明性のある原則に従いまして、幅広い意見を取れる予定です。日系企業からの意見を全部聞く予定でありますので、又修正した草案につきましてもインターネット我々の税関のホームページに掲載する予定で、我々の税関のホームページに対する書き込みによって幅広い意見を聞き入れる予定です。同時に日系企業向けの講習会を実施する予定です。ぜひ日系企業はふるって講習会に参加することをお勧め致します。

我々の要求としましても、企業が知的財産権の保護に対して税関ともっと積極的でもっと自分たちの積極性を示すような行動を出してほしいと思います。例えば、権利侵害の疑いのある貨物の摘発の情報の提供をする等、或は摘発に関する証拠或は資料などの提供を積極的にしてほしいと思います。もう一つ企業さんに依頼したいのは、模倣品の処分と廃棄の協力です。現在各地の税関で1番困っている問題と言うのは、この処分の問題です。処分は技術的な問題が存在します。技術の問題以外に例えば、費用の負担問題、それから国の定めている環境保護に定着するかどうかという問題もありますので、このような問題に対して、企業から積極的な協力をお願いしたいと思います。

もう一つ企業が税関から権利侵害の疑いのある貨物を押収したという通知を受けた後に、迅速且つ効率的に税関に協力を与えて真贋識別をしてほしいという依頼です、今の統計によると疑いのある貨物を押収した後に半分の貨物やはり企業からの意見がないのでそのまま通過せざるを得ないという状況が発生しています。その理由としては、先ず税関の定めている期限の中で識別できないというのが1つの理由で、もう1つは企業からは何も理由がなく、その貨物を通過させてくださいという一言だけです。ですからこのような後ろ向きの企業の冷たい態度は最前線で働いている執行者の情熱を傷つけることとなりますので、ぜひ我々税関の最前線の人の気持ちを理解してほしいと思います。

又我々は去年からですね、知的財産権に関する企業の協力程度を示す統計ファイルを作りました。簡単に言いますと、赤いリストと黒いリストがありまして、知的財産権、つまり摘発の際に税関に積極的に協力する企業は赤いリストに入るし、逆に消極的な態度を示す企業はブラックリストに記入されます。そのブラックリストに記入された場合は、将来税関での登録が取り消されることがありえるし、又税関のトレーニングコースに参加できなくなる事もありえるということです。このように、ぜひ積極的に税関に協力してほしいと思います。

そして我々は今日系企業の協力程度を示すデータ資料も統計しておりますので、例えば本社の原因ではなくて、使っている代理店がまずいとか、代理店が自分たちの摘発義務を果たしていないとか、そういうこともよく有りますので、日本企業は自分が使っている代理店をもう1度整理して頂ければなと思います。

又、我々に対して消極的な態度を示す日系企業を統計して、北京の日本貿易振興機構と北京代表処の谷山部長の所にこういう日系企業の資料をお送りしますので、自分達の企業がその中に入っているかどうかをぜひチェックしてみてください。それは各地の税関から反映された状況を整理して作った名簿ですので、もし日本企業がこれを調べて実際の状況と違うという場合は、また税関総署に状況を報告して下さい。

最後に御願いですけども、税関の法律執行中に難題のある場合に日本企業の協力を御願ひしたいと思います。このようなセミナーを通じて、例えば最近は類似商標という問題がたいへん深刻となっております。これは行政機関も司法機関も実際の法律執行中に大変困っている問題です。ですからぜひ企業の力を借りてこの類似商標の問題に対して、さまざまなセミナーを通じてお互いの情報交換をするなり、その問題を解決したいと思います。又、このような難問点を解決することによってお互いの交流がレベルアップになることを期待しております。又中国の税関総署は日本企業の皆様と戦力パートナーを作ることを大変期待しております。戦力パートナーということで、やはりこれからはリスクの責任をシェアしなければいけないと思います。つまり知的財産権の保護というのは企業だけの問題ではなく、税関の問題でもなく、お互い力をあわせて解決していかなければいけない問題です。今後はですね、ぜひ日系企業はパートナーという観念から文句を言わないで積極的な姿勢を示して頂きたいと思えます。以上、御清聴ありがとうございました。

○司会 李処長どうもありがとうございました。

これをもちまして本日の第46回上海 IPG 全体会合のすべてのプログラムが終了致しました。皆様お疲れ様でした。では、最初にご来賓の方々にご退室頂きますので、よろしいでしょうか。皆様どうもお疲れ様で御座いました。この後は、18時30分より、こちらに18時と書いてありますが、18時30分より2009知的財産権貢献部門感謝式典を開催させていただきますので、皆様方におかれましては式典会場のほうにご移動頂きまして、受付を済ませて頂きたいお願い申し上げます。本日はどうも長時間に渡り、ありがとうございました。お疲れ様で御座いました。